

よつぼし国外出願パートナー企業公募要領

1. 公募の名称：イチゴ種子繁殖型品種「よつぼし」の国外における品種登録及び利用に係るパートナー企業の募集（略称を「よつぼし国外出願パートナー企業公募」とする）
2. 目的：三重県、香川県、千葉県と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が共同で、イチゴ種子繁殖型品種「よつぼし」を開発し、国内で品種登録出願（平成 26 年 1 月 10 日出願番号第 28844 号）を行った。この品種を、国外でも品種登録し、利用いただくに当たり、パートナー企業を募集する。

3. 募集対象

UPOV 条約に加盟し、かつ、イチゴの品種保護制度がある国又は地域（EU 等）（以下、対象国という）を対象に、1 つの対象国に対し、次の役割を担うことができる 1 つの事業者（1 法人又は法人のグループ）を募集する。

パートナー企業の主な役割（下記「7. 条件等」を参照のこと）

- 1) 育成 4 者を権利者とし、パートナー企業が、費用を負担し、対象国での品種登録出願、審査、登録後の権利維持の事務を行う。
- 2) パートナー企業は、育成 4 者から当該国での専用的な品種利用権の許諾を受け、当該国で事業を行う。
- 3) パートナー企業は、当該国での品種保護制度の違反行為を防止し、それがあつたとき侵害排除に必要な措置をとる。

4. 募集期間

- | | |
|---------|--|
| 第 1 回募集 | 平成 28 年 11 月 1 日から 11 月 25 日（必着） |
| 第 2 回募集 | 平成 28 年 11 月 26 日から平成 29 年 1 月 4 日（必着） |
| 第 3 回募集 | 平成 29 年 1 月～3 月頃 |
| 第 4 回募集 | 平成 29 年 4 月～9 月頃 |

※先行する募集期間において、パートナー企業の選考中または選定された国は、次の募集期間では対象国から除外する。

※除外される対象国と第 3 回以降の募集期間は、決定の都度、公表する。

5. 受付窓口

515-2316 三重県松阪市嬉野川北町 530
三重県農業研究所 研究戦略課
TEL:0598-42-6355 FAX:0598-42-1644 e-mail:nougi@pref.mie.jp

6. 応募書類（正本 1 部、写し各 3 部）

- (1) 申請書（様式 1）

- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 定款等の写し
- (4) 登記事項証明書
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 国税、都道府県税および市町村税の納税証明書
- (8) 印鑑証明書
- (9) 対象国における事業実績を示す資料（様式3）
- (10) 国内での事業実績を示す資料（様式4）
- (11) 対象国の品種保護制度の概要を示す資料（様式5）

※同一募集期間で複数の対象国に応募申請する場合、（1）、（2）、（9）、（10）および（11）は対象国ごとに別々に作成し、（3）～（8）は兼ねることができる。いずれも正本1部、写し3部を提出すること。

7. 条件等

- (1) パートナー企業は、育成4者を権利者として、品種登録出願、審査の受検、登録及び登録後の維持を、育成4者の代理人として行う。
- (2) 上記（1）に必要な経費はパートナー企業が負担する（仲介業者を使う場合、その仲介手数料、翻訳料を含む）。
- (3) パートナー企業は、品種登録後に対象国内での専用利用権の設定を育成4者から受けることができる。なお、当該専用利用権は、対象国内で通常利用権を許諾する権利を含む。また、仮保護が認められる場合その権利取得後、パートナー企業は、育成4者から、本品種を対象国内で独占的に利用する権利を受けることができる。
- (4) パートナー企業は、品種利用の許諾を受けた後、種子を、日本国内の育成4者が認めた法人から当該対象国に向け輸出することができる。
- (5) パートナー企業は、当該国内での権利侵害行為を防止し、それがあつたとき侵害排除に必要な措置をとる。
- (6) パートナー企業は、対象国で生産した種苗及び収穫物を対象国から日本及び第三国に輸出してはならない。
- (7) パートナー企業は、対象国内で種苗を販売するときは、その購入利用者に対し、（6）と同様の条件を付し、履行されるよう求める。
- (8) パートナー企業は、対象国で通常利用権を許諾するとき、相手方に（6）及び（7）と同様の条件を付さなければならない。
- (9) パートナー企業は、育成4者に対し、次の基準で定められた（1）＋（2）＋（3）の許諾利用料を支払う。
 - 1) パートナー企業が種苗を販売・譲渡した売り上げ額の3%
 - 2) パートナー企業が自ら利用又は無償譲渡した種苗について、その数に種苗購入単価を乗じた額の3%

- 3) パートナー企業が通常利用権を許諾したとき、許諾利用料合計額の 25%
- (10) 育成 4 者とパートナー企業との間の文書及び連絡は、日本語を用いる。
- (11) パートナー企業が解約しようとするとき、解約の申し出から解約まで 6 か月以上の期間をとる。この間に、育成 4 者は業務を引き継ぐ新たなパートナー企業を選定することができる。
- (12) グループで申請するとき、連絡窓口となる担当法人を決めたうえで申請することとし、採択後の実施においては各法人は相互に連帯して責任を負う。
- (13) 育成 4 者とパートナー企業とは、原則として、参考資料「品種登録手続き代理契約書標準様式」に基づき契約を締結する。ただし、双方の協議に基づき、特に必要とされる場合、内容を変更することができる。
- (14) 本品種は、国の委託事業によって開発された品種であり、育成 4 者は、その運用の規則に従う。育成 4 者は、国外での出願、実施及び専用利用権設定に際して農林水産省農林水産技術会議事務局と協議を行うので、申請者は、そのことを承知しておく。
- (15) 「よつぼし」の品種登録審査にかかわり、両親品種（「三重母本 1 号」と「A8S4-147」）を提供を求められることがあっても、原則、対応できない。この場合、登録を拒絶されることがある。
- (16) 上記（14）の結果によって国外での出願又は専用利用権の設定ができない場合、上記（15）によって品種登録審査を受けることができない場合、その他、品種登録出願が取り下げられた場合、却下された場合、拒絶が確定した場合、専用利用権を設定することができない場合であっても、育成 4 者はパートナー企業に一切の補償をすることはできない。

8. 審査要件

- (1) 事業者の能力
 - 1) 存在実態
 - 2) 事業内容と事業計画の整合性
 - 3) 収益能力
 - 4) 納税義務の履行状況
- (2) 事業計画の妥当性
 - 1) 対象国の品種保護制度に対する事業計画の整合性
 - 2) 対象国における事業実績に対する事業計画の妥当性
- (3) 国内農業に対する貢献度
 - 1) 国内における事業実績からみた対象国事業計画の妥当性

(様式1)

よつぼし国外出願パートナー企業公募申請書

平成 年 月 日

三重県知事 様

香川県知事 様

千葉県知事 様

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 様

申請者 住 所 _____
名 称 _____
代表者名 _____

「イチゴ種子繁殖型品種『よつぼし』の国外における品種登録及び利用に係るパートナー企業の募集」の公募要領に基づき、下記のとおり、応募します。

記

1. 対象国： _____

2. 応募申請日： 平成 年 月 日

3. 連絡先

郵便番号 _____

住所 _____

名称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

担当者所属部署 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

担当者メールアドレス _____

4. 特記事項： _____

(様式2)

事業計画書

申請者名称 _____

対象国名 _____

1. 品種登録から3～5年後に想定される事業計画

(1) 事業計画の内容

(2) 想定規模

①日本からの種子輸入量 _____

②対象国内で生産される果実量 _____

(3) 収支予想

2. 仮保護開始から品種登録まで（専用利用権設定まで）に品種利用を計画している場合、その内容

3. その他、特記事項

(様式3)

対象国における事業実績を示す資料

申請者名称 _____

対象国名 _____

1. 対象国における事業実績の有無と種類 (該当に○)

() 無し

() 有り

() イチゴ種苗の取り扱い

() その他作物の種苗の取り扱い

() 種苗業以外のその他の事業

その他事業の場合、事業内容 (_____)

2. 対象国における事業展開の形態 (該当に○を記入。事業実績がない場合記入不要)

() 自社による事業展開

() 連結子会社等による事業展開

() 契約相手の企業による事業展開

() その他 (_____)

3. 対象国において種苗業の実績がある場合、その内容 (イチゴ以外の作物も可。品目。品種名。育成者権・利用権等の活用実績があれば、その状況。その他)

4. 対象国において事業実績がない場合、または、種苗業の実績がない場合、今後の事業展開に向けた自社の強み等

(様式4)

国内での事業実績を示す資料

申請者名称 _____

対象国名 _____

1. 主な事業種類 _____

2. 種苗業者届出の有無 有り・無し

3. 種苗業者の場合、主な取り扱い作物

4. イチゴ種苗取り扱いの有無 有り・無し

有りの場合、主な品種 _____

5. 自社育成品種の有無 有り・無し

有りの場合、主な品種名とその種 _____

6. 利用権許諾等の経験の有無 (該当全てに○)

- 海外において自ら育成者権を持ち、第三者に専用利用権を設定させたことがある
- 海外において自ら育成者権を持ち、第三者に通常利用権を許諾したことがある
- 海外において第三者が持つ育成者権で、専用利用権を設定したことがある
- 海外において育成者権を持つ第三者から通常利用権の許諾を受けたことがある
- 国内において自ら育成者権を持ち、第三者に専用利用権を設定させたことがある
- 国内において自ら育成者権を持ち、第三者に通常利用権を許諾したことがある
- 国内において第三者が持つ育成者権で、専用利用権を設定したことがある
- 国内において育成者権を持つ第三者から通常利用権の許諾を受けたことがある

7. 上記の回答内容に関する補足説明

※連結子会社等グループ企業を含めて記載してよい。グループ企業を含めて記載した場合、7にグループ内の役割分担と概要等を説明すること。

(様式5)

対象国の品種保護制度の概要を示す資料

申請者名称 _____

対象国名 _____

1. UPOV条約加盟の有無 有り・無し
有りの場合、条約の種類 78年条約・91年条約

2. イチゴ品種保護制度の有無 有り・無し

3. 育成者権の存続期間（イチゴの場合） _____ 年

4. 育成者権の効力の及ぶ範囲（イチゴにおいて該当全てに○）
種苗・収穫物・加工品

5. 農家の自家増殖の取り扱い 認めている・認めていない
(認めているとは、育成者権者の許可無く行うことができることをいう)

6. 出願から登録までの権利保護の概要

7. 専用利用権に関する事（専用利用権の有無、通常利用権との差異・権利の内容等に関する情報）

8. その他、特記事項

※本公募ではUPOV条約加盟国でイチゴ品種保護制度がある国のみを対象としている。
※可能な限り分かる範囲で記載することとし、不明または曖昧なことについては記載不要（確認作業を行うので、参考になることのみを記載し、混乱を招くものは不要）。